

第9回 近畿地方整備局幹部との意見交換会(議事要旨)

要望内容	回答	回答部局	備考
①燃料、鋼材等の高騰によるスライド対応について	□単品スライド条項の運用については、本省から建設業団体に対して下請契約においても、下請負契約の代金額の変更及び代金額の変更に伴う下請代金の支払を適切に行なうよう、文書通知(6/13付「資材価格の急激な変動に伴う請負代金額の変更について」)により指導している。これを踏まえて、元請業者等にたいして、適正な変更契約の指導に努めて参りたい。今後、元下契約において、契約書等にスライド条項の定めがあるにも関わらず、元請業者が正当な理由もなく変更契約に応じない場合は、建政部の窓口にご相談願いたい。	建政部	
	□単品スライド条項の適用については別紙(情報提供資料)参照。	企画部	
	□整備局では積算に当たってはその月の単価を使用している。そのもとである「建設物価」掲載の単価は前月調査したものである。調査期間をこれ以上短期間にするのは現実的に難しい。掲載単価の内容については実勢を反映したものと認識している。		
②入札契約制度の指導・監督について	□自治体における総合評価方式の導入・拡大については、管内のほとんどの府県・政令市では導入され、区市町村ではまだ低く平成19年度は導入率50%であった。引き続き総合評価実施支援や、環境作りを積極的に実施していく。その際には、自治体の体制に配慮する必要がある。また、今年度は専門工事審査型総合評価については試行予定である。	企画部	
	□調査基準価格については本年4月から直接工事費の95%、共通仮設費の90%、現場管理費の60%、一般管理費の30%の合計額とし見直したところであり、さらなる引き上げについては状況を見ながら判断したい。特別重点調査の基準についても実態を見ながらということになる。現段階では考えていない。		
③下請業者に対しての適正価格発注について	□平成19年度の近畿地整建設業法令遵守推進本部の取組み状況については別紙の通りであるほか、「駆け込みホットライン」周知用リーフレット7000部の配付、建設業団体との意見交換会、研修会等を50回程度開催した。	建政部	
	□低価格受注による下請業者等へのしわ寄せ排除については、昨年12月に国土交通省に「低価格受注問題検討委員会」が設置され、3月に報告がまとめられた。概要は別紙の通り。既に実施のものもあり、今後、本省で施策が打ちだされれば対応していく。元下契約のトラブルの際には証拠書類があることが重要であるため書面による記録の保存をお願いする。		
	□各府県許可部局との連携については、情報交換等を推進している。駆け込みホットラインに寄せられる情報のうち、かなりの部分が知事許可業者であり、今後とも府県と連携をとり元請が大臣許可で下請が知事許可である場合は、合同立入調査等行なっていきたい。		
④基幹技能者等の優遇措置について	□平成20年度、いくつかの工事で総合評価において、基幹技能者や技能士の配置に加点するような試行を行なってみようと考えている。	企画部	